

第三回参議院法務委員会會議錄第五号

昭和二十三年十一月十三日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)

午前十一時二十三分開會

○委員長(伊藤雄君) それでは法務委員会を開会いたします。

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供しますから、昨日に引続き質疑を継続いたします。

○齋武雄君 昨日は起訴して無罪になつた場合、その場合に問題になつたのでありますが、私はその反対のことも言えると思ひます。起訴する場合において検事は慎重に取扱つた、それでも無罪になつた場合においては止むを得ないのである、こういう見解を持つておるのであります。それと反対に検事が起訴した者に無罪を發見した場合に、それをどこまでも有罪にする、位置によつて有罪にする。こういう觀念

が憂慮されるのであります。私はそういう場合においては、検事は裁判所に協力して進んで無罪を要求する。こういうふうなことが必要であると考えるのであります。この点について如何なる見解を持つておりますか、お伺ひいたします。

○政府委員(木内曾益君) お答えいたします。検事が起訴に當りまして慎重な態度を執らなければならぬことはその通りでございます。私共の方におきまして、勿論そういう考えを持つて事件を取扱つておるのであります。その結果無罪になるという場合もあることは考えられるのであります。そのために検事が責任を取るといふようなことは、昨日申上げました通り考へておりません。ただ起訴したものが無罪になるという場合は、検察官として喜ばしいことではないことは勿論でありまして、そのためにそういうことのないように一層の注意をいたし、今後の取扱ひにおいても、又捜査の上においても十分注意するよう慎重な態度を以て當るよう注意しておることには勿論であり、又注意しなければならぬことと考へておるのであります。

併しながら無罪を出すことは検察官として誠に不名誉なことであるからといつて、どこまでも自分の起訴したものは有罪の判決を得なければならぬ人が非でもそうやらなければならぬ……、有罪の判決を受くべきものに對してその控訴を維持することは当然のことでございますけれども、事情に

よりまして誰が見ても無罪になるのが相違と思はれるような点につきましては、從來の例におきましても、検察官が進んで無罪の主張をいたしたこともあります。現に私も浦和の次席検事をいたしておりました頃に、或る信用組合の横領事件につきまして控訴審を担当いたしました。そのときに記録を見まして、これはむしろ無罪が相当であるというので、私が進んで無罪の論告をいたしたという実例もあるわけでございます。その他にもそういう場合がいろいろあるのであります。決して有罪を必ず得なければならぬ、是非でもやらなければならぬということ、却つて検察の威信を落すものと思へておりますので、私共の方もそういう方針でやつておる。又御注意に對しましては一層徹底するようにいたしたいと考へております。

○松井道夫君 只今の政府委員の御論旨の中に出て來たと考へておりますので、質問いたしますが、検事が起訴をいたしましたところが、事実の誤認によりまして無罪の判決があつた。そういう場合に今の法務廳の立場としては、格別の検事の責任を問うというようなことは考へておらぬというような御意見でありましたが、その検事に誤認乃至は重大な過失があつて、その誤認をいたしたというような場合にも、検事の責任というものについて考へるべき余地がないものでございませうか。

○政府委員(木内曾益君) 勿論これはどの程度のものでございませうか。というものを、ここで具体的に、いわゆる抽象的に申上げることはちよつと困難と思ひますが、具体的事件につきまして、これは妥当でないというやうな場合につきましては、從來におきましても事實上適當の処置をとつたという例もあるわけでありまして、ただ無罪になつたがそれは止むを得ないという場合と、まあいろいろの場合が考えられるのであります。その場合々々にそれぞれ考へたしまして適當な処置をとることは當然と考へている次第であります。

○委員長(伊藤雄君) 政府委員より本日提出されました昨日の議員要求にかゝる資料について、御説明を願ひます。

○政府委員(木内曾益君) 昨日御質問に與かりました点につきまして、これを書面にして提出いたしました。それは副検事に関する調査表という書面でございます。これを一つ御覽願えれば御了承頂けると思ふのであります。ただ足りなかつた点がありますので、ちよつと附加さして頂きたいと思ひます。第一表のところは裁判所書記と書いて檢察事務官の項がないのは、檢察事務官も、その前は裁判所書記という名称を以て呼んでおりましたので、この裁判所書記という中には、檢察事務官を含んでおることを御了承願ひたいのであります。そしてこの採用したものの大部分が、裁判所側の裁判所書記といふものは極く少数でありまして、大部分がいわゆる檢察事務官から採つ

たものの数になつておるといふことを御了承願ひたいと思ふのでございませう。

それから第二表の總計の点が三百五十八名となつておりますが、これは提案理由のときには私が三百五十五名と申し上げまして、ここに三名の相違が出ておりますのは、その後において三名任命発令された關係上殖えておるのでございます。

それから第三表の、弁護士から採用された数の中三十九名となつておりますが、現在はその後検事正級のものが三名やめておりますので、現在はこれから三名減つておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○大野幸一君 只今、特例による採用者の中、第一表の弁護士となつておるのは、これはどういふ場合に特例によつて弁護士を副検事に採用されたのかお答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(木内曾益君) この点は私も正確には申上げられませんが、確か私の聞いておるところでは、正式の弁護士というのではなくして、弁護士たるいわゆる修習……司法科試験を通つてそして弁護士になる前には一定の修習期間を経なければならずになれぬわけでありまして、その修習を受けるのが好まずして、そしてむしろ副検事に採用して貰いたいというのでなつたと、かように承知いたしております。

これはどういふことで正規採用者が特例による場合に六人となつておるの
は、只今弁護士の特例による採用者一
名は、これは試験をとつてまだ弁護士
にならないので、こういう場合には司
法科合格者に入るのはないかとどう
思ふのですが、どうでありましよう
か、その点を……

○政府委員(木内曾益君) 今の一つ私
の説明を取消して頂きたいと思いま
す。これは満洲の弁護士になつておつ
たという一名だと思ひます。弁護士と
いうのは、私の先程申した司法科試験
を通つておるといふのは、この六名
の中に入つておるのでありまして、弁
護士の一名というのには、弁護士とい
ふ方が悪かつたわけでありまして、こ
れは満洲の弁護士をやつておつたとい
ふ意味であります。

○大野幸一君 これで今後一ケ年にど
のくらいを採用される予定なんです
か、その員数。

○政府委員(木内曾益君) この欠員の
分は無論補充したいと思つておいま
す。それから尙いずれ追加予算に計
上して御審議を願いたいと思つておる
のであります。新刑事訴訟法の実
施に伴ひまして、副検事も相当大巾に
増員しなければならぬ、かように考
えておりますので、成るべく多数の
人を採用したいと思つております。

が、今のところ一体何人くらい採用で
きるかという点についての見直しは
ございせんか、この一年間の実績から
見まして、この特例によりすでに採用
された二百三十七名以上のものは無論
採用できる見込であります。そうして
若し追加予算、新刑事訴訟法の実施に
よる増員の場合も、認められまするな

らば、できるだけその分についても十
分充員できるようにいたしたい、かよ
うに考へておるわけでございます。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はご
ざいせんか。それや昨日の
質疑の結果によりまして、大体副検事
及び事務官の職務執行に当つて相当粗
野、粗暴の人もあるということ並びに
事務官の職名並びに氏名を告げない
という点、副検事及び事務官の素質が相
当低下しておる、従つて職務執行に対
しては慎重なる態度をもつて行つて貰
いたいなごういふ三点について訓令を
出して頂くことを政府に要求いたしま
す。

○政府委員(木内曾益君) 承知いたし
ました。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑がな
ければ、質疑は打切ること御異議は
ありませんか。

○委員(伊藤修君) では質疑はこれ
をもつて終結いたしました。では討論
は省略いたしまして直ちに採決するこ
とに御異議はありますか。

○委員(伊藤修君) ではさう決定
いたします。それでは本案全部を問題
に供します。本案全部に御賛成の方は
御起立をお願いいたします。

○委員(伊藤修君) 全会一致原案通
り可決すべきものと決定いたしました。
本案に対する本会議における委員
長の口頭報告については、その内容は
御一任をお願いいたします。

○委員(伊藤修君) 尙多数意見者の
署名をお願いいたしますと思ひます。

多数意見者
齋 武雄 大野 幸一
松村 眞一郎 遠山 丙市
岡部 常 鬼丸 義齋
松井 道夫 星野 芳樹

○委員(伊藤修君) 次に戸籍手数料
の額を定める法律の一部を改正する法
律案、これを議題に供します。前回政
府委員より本案の提案理由並びに説明
をお伺いいたしました。本日は質疑
に入りたく存じます。

○松井道夫君 私は附則についてお伺
いしたいのですが、読んで字の通り分
ると思ふのですが、読んで字の通り分
るも入れて教える趣旨でしょうか、或
いは又民法の原則によるものでしよ
うか。

○政府委員(佐藤隆佐君) お尋ねの点
でございますが、附則の、公布の日か
ら起算して十五日を経過した日から施
行するというの文意は、公布の日を
含めて十五日の計算をする解釈であ
ります。

○岡部常君 これは極く簡單明瞭な改
正案でございますが、手数料の額を増
すことですが、これは従前でも度々変
えて、貨幣価値の変動に伴つて変えて
いるように、今後もインフレは、必ず
しも止まつたとはいへない、いな前途
どうなるか分らんやうなときになつて
おります。その度々に申しまして、
その度々にやればそれも結構です
が、恐らくこれは余程金の値打から見
ると、かけ離れたときが相当あるのじ
やないか。これに対して何か、これは
この手数料だけに限りませぬけれど
も、何らか政府の方ではいゆるス
ラウド・システムというやうなものをお
考へになつておられるかどうか。立案

に際してそういうことを御考慮になつ
たかどうか、伺つておきたい。

○政府委員(佐藤隆佐君) 物價の昂騰
に伴ひまして、たび／＼御審議を願つ
ては、手数料の額を増減いたしてお
るのであります。この類を省くため
に、法律においてあらかじめスライ
ド・システムを採るといふことは、
誠に御意見の通り非常便宜ではあり
ますけれども、国内の目下の情勢に
おきましては、その時々々の貨幣価値と
申しますか、経済状態等を脱み合して
手数料を決める方がよろしいといふ
ふうに、一應方針が決つておりますの
で、物價騰、その他とも一緒に協議い
たしまして、法律では、スライディ
ング・システムを採らないで、その時々
々の情勢に応じて手数料を増減しよ
ういふ方針を採つておるのであります。

○岡部常君 お答えで分りました。が、
時々と、本當の臨時になさる積りか、
或いは一年を何期かに分けて、その時
時の情勢を判断する、まあそんなふう
になさるか、どちらのお考えでござい
ますか。

○政府委員(佐藤隆佐君) その時々
の情勢に応じて、手数料の額を変更す
ると申しましたのは、貨幣価値、その他
物價等が著しく増減のあつたときに、
國會の御審議を経て法律を改正した
と、かように考へておる次第でありま
す。

○大野幸一君 この附則の効力の点で
が、例えば戸籍簿を申請いたしまし
て、今なか／＼一週間、十日とかかる
のです。それで申請してあつたものに
対して、交付の時期とは相当日にちが
あるわけだが、この手数料に關して
は、申請したときに旧法時代ならば、

手数料は旧法でやるのか、交付のとき
においてこれを徴収するのか。そうす
ると、いわば役所の事務の滞滞によつ
て、國民は思わざる負担をかけられる
ことになるか、この点についてどうい
う解釈をとつておられるのか。

○政府委員(佐藤隆佐君) お答えいた
しますが、お尋ねの点は御尤もござ
いまして、戸籍手数料の額を定める法
律によりまして、交付についての手
数料でありますから、交付の日には手
数料の額を定めなければならぬと存
するのをごさいまするけれども、仰せ
のように、役所の事務の滞滞のため
申請人の負担を重からしむることがあ
つてはなりませんので、その点は法務
廳から戸籍役場の方に通知をいたしま
して、申請の日を基準にして手数料を
徴収するようにしよういふうにいたした
いと考へております。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はあ
りませんか。では御質疑はこれを
以て終結することに御異議ありませ
んか。

○委員(伊藤修君) それでは御質疑
はこれを以て終結いたします。

では本案は極く簡單でありますから
討論を省略いたしまして、直ちに採決
することに御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) ではさう決定
いたします。では本案全部を問題に供
します。本案に御賛成の方は御起立を
願ひます。

○委員(伊藤修君) 全会一致可決す
べきものと決定いたします。

○委員(伊藤修君) 尙本会議における

多数意見者

齋 武雄 大野 幸一
松村眞一郎 遠山 丙市
岡部 常 鬼丸 義齋
松井 道夫 星野 芳樹
○委員長(伊藤修君) それでは次に訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

これは昨日政府委員から御説明がありましたから、本日は質疑を継続いたします。

○大野幸一君 本法案と一連の関連があるように思いますから、お尋ねするのですが、この裁判所執行吏が刑事訴訟に關して証人や、弁護人、或いは被告を喚び出すときに、その送達料が無料というか國家に奉仕的なものになつておられるのですが、その点はどうかお尋ねするのですか。若しそうならば、どうも今非常に執行吏の方では余り収入もなく、非常に執達吏は生活にも困るような惨めさがあるのですが、この点についてどうなつておりますか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤藤佐君) お答えいたしますが、執達吏手数料規則によりまして、裁判所又は検事局の命によつて書類を送達する場合には、手数料を支給しないという規定がありますので、それに基づいて従來刑事事件についての書類の送達料を執行吏に支拂つておらないのであります。

○遠山丙市君 只今大野委員の御質問の点であります、それは支拂つておらんと今仰せになつておられるのですが、何かこの民事関係とこれとは區別せられておられるので、何にか不公平な点があるはせんか。それから収入の点等においてはそのやうなことをやらなくても

一向差支えないというのであります、が、どうですか、併せてお聞きしておきたいのであります。

○政府委員(佐藤藤佐君) 先程執達吏手数料規則と申上げましたが、それは執達吏規則という法律、明治二十三年の法律第五十一号であります、執達吏規則の誤りでございますから、御訂正をお願いしたいと思います。

只今お尋ねの民事に關する書類の送達に關しては執行吏に手数料を拂つておられるに、刑事に關する書類の送達については手数料を拂わないということ

は不均衡であるという仰せでございます、刑事が、刑事の書類は先程申上げましたやうに、執達吏規則の第三條によつて、裁判所及び検事局の命令によつて執達吏が、執行吏がその職務として書類を送達するのでありますから、司法の第十六條によつて手数料を受取る

ことができないのであります。併しなから民事に關する書類はこれは當事者の委任によつて書類を送達するといふに解釈されますので、その点は委任を受けて職務を行つ場合には定規

を受取ることもできるという規定が執達吏規則の第十五條にございまして、さういふ解釈の下に従來民事における書類の送達は當事者から手数料を受けたら、又刑事に關する書類の送達については何ら手数料の支給をいたし

ておらないのであります。

尙第二のお尋ねでございますが、現在執行吏の手数料、その他の収入について、年收二万一千円に満たない場合には二万一千円に満つるまで國家において補助するというのを政令で定めておるのであります。本法の改正が

幸いに可決せられて施行になりますれば、同時にその政令を改正しまして、倍額の四万二千円を限度としまして、年收四万二千円に満たない場合は、國家から執行吏に対してこれを補助するといふやうに改めようと考えておる次第でございます。

○齋武雄君 訴訟費用を上げるにつきまして、一定の基準があるのであります、何を根本にしてごういふ割合を定めたいか、基本方針があるのであります、しようかというところをお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤藤佐君) 訴訟費用等の値上げの率でございますが、これは提案理由で御説明申上げましたやうに、目下の經濟情勢の変遷に伴ひまして、小賣物價指数と見ますと、昨年の七月の小賣物價指数と本年の七月の小賣物價指数と比べてございまして、物價高となつておるのでございまして、尙公務員の旅費、日当等の増額も本年

は從來の約三倍に引上げておるのでございまして、その基準に従ひまして、訴訟費用等の増額を計算いたしましたのでござい

ます。

○松井道夫君 今の執行吏の關係ですが、この關係は私も頗る疎いのでお尋ねするのであります、執行吏手数料規則明治二十三年の法律第五十二号となつておりますが、その第二十一條

に「執達吏裁判所及検事局ノ命令ニ依リ其職務ヲ行フ爲ニ要シタル立替金ハ三箇月毎ニ確定シテ之ヲ支給ス」、それは國庫から支給するといふ、こゝういふ規定があるのであります、これは先程御説明になつた手数料を支給しない、まあ立替金といふのは手数料でないことは明白であります、今の御説

明との關係、それはどういふことになるのであるか。又立替金というものは、これはいろいろの旅費の規定とかいふものがある、それによつて支給されておるのかどうか、そゝういつた点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) 仰せのやうに、立替金は手数料と全然區別せられておるのであります、刑事事件に關して書類の送達に要する手数料は支給いたしませんけれども、立替金があつた場合には、その立替金を支弁することになつておるのであります。どうい

う場合に立替金というものができるかと申上げますれば、執行吏がその一里以外の地に出た場合には、旅費を支給されることになつておるのであります、さういふ場合に旅費を立替支弁したことに對して、國家がその立替金を支拂うといふのが、只今仰せのやうな規定の適用になるのでござい

ます。

○遠山丙市君 一里以上の場合に、まあ旅費といふことの御説明でござい

ますが、こゝういふ場合に、非常に電車賃が高くなつておる今日、距離は一里内外という場合でも、電車に幾つ乗り換えて行かなくてはならないという場合があり

ます。こゝういふ電車賃なんといふものは、一体誰が支弁することになつておるのか、この点を承つておきま

す。

○政府委員(佐藤藤佐君) 只今申上げましたやうに、執行吏が一里以外に出る場合には、執達吏手数料規則によつて、旅費の支給がございするけれども、一里以内の場合には、旅費の支給がございせんので、従つて電車に乗りま

すれば、執行吏の自弁ということになつておるのであります。

○大野幸一君 非常に訴訟を求めめるのに印紙代が高くなつて、資産の方が十分でない場合があるので、それを變るやれない場合に、從來、ある裁判所によつては、非常に理解があつて、訴訟救助を直ぐ出す場合と、或いは又非常

にこれを遊る場合があるのですが、常にかゝる高額のものを支拂わなければならぬ場合においては、本法施行に當つて、その訴訟救助の規定を十分に活

かして貰いたいといふことを、最高裁判所の方に一つ希望を法務廳から傳えておいて貰いたいと思つて、政府の考

えはどうでしようか。

て、爾余は後日に譲ることにいたします。

次に罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題に供します。これも前回政府委員から説明がありましたが、本日は質疑に入りたいと思います。

○松村眞一郎君 この法律案は、第一條に書いてありますごとく、これは空襲その他近時の戦争による災害のための滅失建物等についての問題があるものであります。今回のようにたび／＼震災とか火災とか水災というふうなものにつきましても適用を繰返されるといふに当りましては、むしろこの種の法律を或る意味において經常的の申しますか、そんなような考慮の下に初から建て替へるべきものじやないかと私は思うのであります。これは前に二十五條の二に於ける法律の審議の際に、当初においていろいろ私見意見を述べたのであります。どういふふうにお考えになつておられますか、その点お答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤藤三郎) 仰せの点は誠に御尤もでございます。当局におきましては戦災地における罹災都市の借地借家問題は大体一段落を告げておりますので、戦災以外の天災地変の場合を処理するための恒久法を作りたい意向の下に目下立案を研究いたしておるのであります。

○委員長(伊藤修君) 第二國會で提案されました山口縣のこの種の法律の施行に對する地域については、その後必要のないのですか、どうですか。

○政府委員(佐藤藤三郎) 第二國會で一應山口縣の長府町に本法を施行する

ように御審議を願つたのであります。が、その後同町の情勢は必ずしも本法の適用を必要としないように相成つておりますので、この度の改正案には提案いたさなかつたのでございます。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) では本案に對するところの質疑もこの程度で打切りまして、爾余は後日に譲ることにいたします。

次に下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。本案につきましては、先に政府委員の説明がありましたし、本日は質疑に入りたく存じません。

○政府委員(兼子一君) この法案中家庭裁判所の設立及び管轄区域に關する分につきましては、その前提として裁判所法の改正を必要とするわけでございます。裁判所法に於いては、家庭裁判所の組織権限というものを定め、本法案に於いて具体的に設置の場所及び管轄区域を定めるといふ形をとつているのでございまして、この裁判所法の一部を改正する法律案におきましては、昨日國會へ提出申上げた次第でございます。實質的にはそれと關係して御審議を願わなければならぬ事柄とも存するのでございまして、手続的關係上本法案の方を先に御審議願うことになりましたのは誠に恐縮に存じますが、その趣旨をお含みの上御審議の程をお願いいたす次第でございます。

○委員長(伊藤修君) お尋ねしますが、家庭裁判所は新しく新築するので、それと従來の建物を利用して

やるのですか。どうですか。

○政府委員(兼子一君) 建物の点は、最高裁判所の所管に關する事柄となるのでございまして、予算の關係を見ますと特に新築費というものが計上されてないようなのでございまして、従つて従來の家事審判所或は少年審判所の廳舎というものを御用願ひだとして存じております。

○委員長(伊藤修君) あなたの方じや分らないのですか。

○政府委員(兼子一君) 詳細の、細かなことは分りません。

○松井道夫君 裁判所の方に説明を求めたいのですが、最高裁判所のどなたか……。

○委員長(伊藤修君) 御尤もです。

○政府委員(兼子一君) 直ぐ参ります。

○委員長(伊藤修君) 従來当委員会では請願がありまして、それを採択して、内閣の方へ送付した管轄裁判所の問題があるのですが、そういうものは、御提案の際に努めて、御提案の中に入れて一つ御提案していただきたいと存じます。我々が委員会において決定したものを無視されておるといふことは委員会としては誠に不本意なんです。それを本法案に取り入れてないという理由はどういふわけですか。

○政府委員(兼子一君) この点につきましては旧來におきましては、岐阜縣武儀郡の関町につきましてはおつしやいました通り、第一回國會におきまして、参議院及び衆議院兩院の請願の採択になつておるのであります。その節も當時の政府委員の方から、政府といたしましては裁判所側と十分協議いたしまして、財政その他の事情の許す

限りは速かに御希望に副うように努力いたしたいというお答をいたしておる次第でございます。それと同時に尙他の三ヶ所につきましても、やはり衆議院の方の請願で採択になつておるものもあるでございまして、それ以外に直接法務廳の方へ、地元の関係からも陳情請願といふことにつきまして十ヶ所ばかりありまして、それらはいずれも拜見しますと、地元の御要求としては尤もなことと存するのでございまして、ただ予算の關係或は裁判官その他職員の人數の關係等から、従來すでに設置すべきことになつておる簡易裁判所の開設も十分行つていないものも残つておりました。そういうふうな点から考えまして、今回の法案の提出に當りましては、新設といふことを一應見送つて、ただ簡易裁判所につきましては、管轄区域を調整するということを中心に關し、只今御質問のありました請願のあつた件につきましても、他のものと同様に新設の關係につきましては、後日これを全國的に考えまして考慮したいという見地から、今回の法案には取入れなかつたやうな次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 只今政府委員の御説明にかかるといふ請願はですね、兩院を通過した請願といふものは、武儀郡の関町の一件だけでありまして、その余の請願は衆議院の採択が二件程ある等でございます。その他は法務廳直接の請願陳情であると思ひます。少くとも兩院を異議なく通過し、且つ政府委員もそれに対して賛意を表しておる請願といたしましてはこれ一件だけだと存じます。而もこの裁判所の設置につきましては、地元において

建物、什器、その他一切を寄附して何ら予算を必要としない。判事及び職員をただ赴任させるに止まり、政府の負担としては容易にでき得る趣旨の請願であると存じますが、只今の御説明ではその意を得ないと思ひますが如何ですか。

○政府委員(兼子一君) 成るほど建物その他の点につきましては、地元の方での御便宜を計つて頂ける点において経費の点が解決されるわけでございますが、尙事務費その他の点についての予算も必要でございます。そういうふうな点の予算も以前に計上してございまして、結局御承認が得られなかつたやうな事情になつておるのでございまして、先程申上げた各地における設立の要求といふふうなものがございまして、管轄区域を調整するということを中心とした關係上、只今御質問のありました請願のあつた件につきましても、他のものと同様に新設の關係につきましては、後日これを全國的に考えまして考慮したいという見地から、今回の法案には取入れなかつたやうな次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 只今政府委員の御説明にかかるといふ請願はですね、兩院を通過した請願といふものは、武儀郡の関町の一件だけでありまして、その余の請願は衆議院の採択が二件程ある等でございます。その他は法務廳直接の請願陳情であると思ひます。少くとも兩院を異議なく通過し、且つ政府委員もそれに対して賛意を表しておる請願といたしましてはこれ一件だけだと存じます。而もこの裁判所の設置につきましては、地元において

建物、什器、その他一切を寄附して何ら予算を必要としない。判事及び職員をただ赴任させるに止まり、政府の負担としては容易にでき得る趣旨の請願であると存じますが、只今の御説明ではその意を得ないと思ひますが如何ですか。

○政府委員(兼子一君) 成るほど建物その他の点につきましては、地元の方での御便宜を計つて頂ける点において経費の点が解決されるわけでございますが、尙事務費その他の点についての予算も必要でございます。そういうふうな点の予算も以前に計上してございまして、結局御承認が得られなかつたやうな事情になつておるのでございまして、先程申上げた各地における設立の要求といふふうなものがございまして、管轄区域を調整するということを中心とした關係上、只今御質問のありました請願のあつた件につきましても、他のものと同様に新設の關係につきましては、後日これを全國的に考えまして考慮したいという見地から、今回の法案には取入れなかつたやうな次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 只今政府委員の後日々々といふやうなお話は、すでに昭和二十二年法律第六十三号の提案の際におきましても昨年お伺ひしたので、荏苒としてさういふ容易にできる裁判所の設置を延ばされることはその意を得ないと思ひます。殊に兩院が一致して可決し、且つ政府がそれに対して同意しておる場合におきまして、少くともこれに對するさういふ事務處理に要する予算ぐらゐは取るべく努

○政府委員(兼子一君) 成るほど建物その他の点につきましては、地元の方での御便宜を計つて頂ける点において経費の点が解決されるわけでございますが、尙事務費その他の点についての予算も必要でございます。そういうふうな点の予算も以前に計上してございまして、結局御承認が得られなかつたやうな事情になつておるのでございまして、先程申上げた各地における設立の要求といふふうなものがございまして、管轄区域を調整するということを中心とした關係上、只今御質問のありました請願のあつた件につきましても、他のものと同様に新設の關係につきましては、後日これを全國的に考えまして考慮したいという見地から、今回の法案には取入れなかつたやうな次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 只今政府委員の後日々々といふやうなお話は、すでに昭和二十二年法律第六十三号の提案の際におきましても昨年お伺ひしたので、荏苒としてさういふ容易にできる裁判所の設置を延ばされることはその意を得ないと思ひます。殊に兩院が一致して可決し、且つ政府がそれに対して同意しておる場合におきまして、少くともこれに對するさういふ事務處理に要する予算ぐらゐは取るべく努

○政府委員(兼子一君) 成るほど建物その他の点につきましては、地元の方での御便宜を計つて頂ける点において経費の点が解決されるわけでございますが、尙事務費その他の点についての予算も必要でございます。そういうふうな点の予算も以前に計上してございまして、結局御承認が得られなかつたやうな事情になつておるのでございまして、先程申上げた各地における設立の要求といふふうなものがございまして、管轄区域を調整するということを中心とした關係上、只今御質問のありました請願のあつた件につきましても、他のものと同様に新設の關係につきましては、後日これを全國的に考えまして考慮したいという見地から、今回の法案には取入れなかつたやうな次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 只今政府委員の後日々々といふやうなお話は、すでに昭和二十二年法律第六十三号の提案の際におきましても昨年お伺ひしたので、荏苒としてさういふ容易にできる裁判所の設置を延ばされることはその意を得ないと思ひます。殊に兩院が一致して可決し、且つ政府がそれに対して同意しておる場合におきまして、少くともこれに對するさういふ事務處理に要する予算ぐらゐは取るべく努

○政府委員(兼子一君) 成るほど建物その他の点につきましては、地元の方での御便宜を計つて頂ける点において経費の点が解決されるわけでございますが、尙事務費その他の点についての予算も必要でございます。そういうふうな点の予算も以前に計上してございまして、結局御承認が得られなかつたやうな事情になつておるのでございまして、先程申上げた各地における設立の要求といふふうなものがございまして、管轄区域を調整するということを中心とした關係上、只今御質問のありました請願のあつた件につきましても、他のものと同様に新設の關係につきましては、後日これを全國的に考えまして考慮したいという見地から、今回の法案には取入れなかつたやうな次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 只今政府委員の後日々々といふやうなお話は、すでに昭和二十二年法律第六十三号の提案の際におきましても昨年お伺ひしたので、荏苒としてさういふ容易にできる裁判所の設置を延ばされることはその意を得ないと思ひます。殊に兩院が一致して可決し、且つ政府がそれに対して同意しておる場合におきまして、少くともこれに對するさういふ事務處理に要する予算ぐらゐは取るべく努

力されて然るべきと思いますが、さよ
うな御誠意がないのであります。ど
うですか。それともこれを実行する御
誠意はないと伺つていいのですか。
(「しつかり答弁しろ」と呼ぶ者あり)

○政府委員(兼子一君) この予算の点
につきましては、この度の予算は結局
追加予算なる関係上、財政当局方面
におきましてもできる限り新設予算と
いうものを認めないというふうな傾向
がございますので、少くとも通常國會
までは提出の見込がないという関係上
計上しなかつた次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 然らば本案につ
きまして、若し新設を修正いたしました場
合に、その新設の部分についての開廳
を、新予算たる新年度の時期に開廳す
ることを、附則で定めた場合において
はできませんか、どうか。

○政府委員(兼子一君) その点は法務
廳及び裁判所の方で通常予算として要
求することは、当然いたすつもりでご
ざいます。

○委員長(伊藤修君) 政府において必
要な事項に対する予算は、法律が定ま
つた場合にはそれを要求するだけの迫
力がなかつたならば、法務廳はいつま
で経つても予算は何も取れはしませ
ん。重ねてそれだけを申上げて置きま
す。

○遠山丙市君 今の御質疑で非常に私
は憂慮する問題であらうと考へておる
のは、請願若しくは陳情がある、その
中の新設の場合は、今追加予算である
からちよつと工合が悪いようなお話が
ありましたが、新設にあらざる場合、
甲の裁判所に或る村が入つておる、そ
の村では図面の上ではよろしいが、実
際に不便だから外の管轄へ行きたいの

だというよ様な請願陳情があつたと思
います。一々私も覚えておりません
が、そういうよ様な意向に対しては、
これは今までの請願陳情で、ただその
村落がいくらかの管轄へ行きたいとい
う希望、そういうものはそのままに行
つておるかどうか。数が多かろうと思
いますが、今までの請願陳情というも
のを一つここへ改めてお示しを願つ
て、それとこれとを一つ対照をして見
たいと思ひますが、それとも今ここで
全部に亘つて御説明が願えれば結構だ
と思ひます。

○政府委員(兼子一君) 由來管轄区域
の点に関する請願、陳情は十件程ござ
いまして、その中で正式に衆議院で採
択になつたものは一件でございます。
その点これは土浦簡易裁判所管内の
管轄区域の点でございます。これは
本法案におきまして請願の趣旨に副つ
て変更を加えております。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑がな
ければこの程度にいたしまして、爾余
の御質疑は後日に譲ることに御異議ご
ざいませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(伊藤修君) では本日はこれ
を以て散会いたします……。

午後零時三十八分散会
出席者は左の通り。

- | | |
|----|--------|
| 委員 | 伊藤 修君 |
| 理事 | 鬼丸 義齋君 |
| | 岡部 常君 |
| | 大野 幸一君 |
| | 齋 武雄君 |
| | 遠山 丙市君 |
| | 松井 道夫君 |
| | 松村眞一郎君 |
| | 星野 芳樹君 |

- 政府委員
- | | |
|--------|--------|
| 檢務長官 | 木内 曾益君 |
| 法務調査 | 兼子 一君 |
| 意見長官 | |
| 法務行政長官 | 佐藤 藤佐君 |

昭和二十三年十一月三十日印刷

昭和二十三年十二月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局